指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

（所管課：商工労政課）

1	施設名	甲賀市信楽産業展示館
2	施設の目的	信楽焼産業の振興と市民の文化の向上を図ることを目的とする。
3	施設の概要	所在地：甲賀市信楽町勅旨2188番地7 施設構造：鉄筋コンクリート造2階建　一部鉄骨造　延床面積：2．576㎡ 多目的ホール（信楽ホール）、展示室、ロビー
4	募集方法	非公募
5	指定期間	令和9年4月1日　から　令和13年3月31日　（4年間）
6	管理業務内容	(1)「甲賀市信楽産業展示館」の運営に関する業務 (2)「甲賀市信楽産業展示館」の維持管理に関する業務 (3)「甲賀市信楽産業展示館」の経営管理に関する業務
7	指定管理料 （参考額）	（指定管理料限度額）　103，200，000　円 （年間指定管理料）　25，800，000　円 消費税及び地方消費税含む
8	指定候補者 （代表者名） 主たる事務所の 所在地	（団体名・代表者名） 公益財団法人滋賀県陶芸の森　理事長　松井利夫 （所在地）甲賀市信楽町勅旨2188番地7 （設立年月日、事業概要）平成2年4月10日
9	指定候補者の選定理由	滋賀県立陶芸の森内に位置する施設であり、同一敷地内の県営施設と市営施設の管理運営を同一の者が担うことにより、敷地内の一体的な安全管理や、管理運営の効率化が図れる。 また、建設当初より、同一敷地内を一体管理する想定をしていたことから、インフラ設備等も共有している。建築後30年以上が経過し、各種設備の更新が見込まれる中、滋賀県においても改修に係る計画を作成中であり、足並みを揃えることで、今後も、敷地全体を安定して管理することができる。 このことから、滋賀県立陶芸の森の指定管理者となった者を非公募で選定する。
10	選定委員 ＊委員長 （50 音順、敬称略）	木田　嘉明　学識経験を有する者　税理士 ＊中嶋　慶喜　学識経験を有する者　社会保険労務士 横川　悦子　その他市長が適当と認める者　元行政職員 吉川　徹　その他市長が適当と認める者　商工会事務局長

<table>
<tr><td>11　選定委員会</td><td colspan="3">第5回　指定管理者選定委員会
開催日　令和8年10月23日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">12　選定基準</td><td>評価項目</td><td>適</td><td>不適</td></tr>
<tr><td>①施設の利用者の公平な利用を確保することができる</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>②施設の効用を最大限に発揮させるものである</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>③施設の適切な維持及び管理が図られるものである</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>④施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>⑤施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>13　選定結果</td><td colspan="3">■　当該施設の指定候補者として適当である。

□　当該施設の指定候補者として不適である。</td></tr>
<tr><td>14　附帯意見</td><td colspan="3">当該施設の昨年度審査では、指定候補者の事業計画等に一部課題があったものの、今後の改善を前提として「適当」との評価をしたものである。本年度についても、その改善状況を注視しつつ、昨年度に引き続き審査を実施したものである。本件においては、各評価項目の概要について以下のとおり示す。

①これまでの管理運営において大きなトラブルはなく公平な利用の確保が期待できる。
②昨年度の審査からホールの活用等の改善は見られるが、施設機能の活用は依然として限定的である。展示場や飲食・物販スペースにおける指定管理者の裁量不足が課題であるため、運営権限の付与を含め、管理運営体制の見直しを検討されたい。
③昨年度の審査で指摘のあった警備において管理体制に変更はないものの、改善検討のプロセスを経て現行体制の妥当性が確認されたことから、適切な維持および管理が図られていると判断できる。
④適正な管理経費を精査したうえで、経費の縮減が図られるよう次期指定管理期間において事業計画の見直しを行われたい。
⑤提案事業及び自主事業の実施により、より多くの方に施設を利用してもらうことが期待できる。</td></tr>
</table>

令和8年10月23日

甲賀市指定管理者選定委員会　委員長　中嶋　慶喜